

割は重要です。生活指導員は、我が国における生活上の留意点について指導するだけではなく、研修生の生活状況を把握したり、研修生の相談に乗るなどして、問題の発生を未然に防止するよう努めなければなりません。

特に最近では生活上の悩みから失踪したり、研修生同士や受入れ機関関係者との間で傷害事件等の問題を起こす研修生もみられ、生活指導員の役割はますます重要性を増しています。

⑤ 研修指導員の在り方

基準省令で研修指導員が研修生が修得する技術等について5年以上の経験を持つこととされているのは、研修内容を充実させ、研修生に対して十分に技術等を指導できるようにするためにです。そのため、研修指導員自身の指導能力を向上させるとともに、異なる技術では複数の指導員を配置し、研修生に具体的な目標を与え、成果をチェックする等、より効果を高めるための工夫をすることも必要です。

また、技術等の指導と同時に、研修生に対し安全衛生に関する教育を行い、研修の初期の段階の非実務研修の中で徹底するとともに、日頃の研修指導の中でも最大限の配慮をする必要があります。

研修指導を行う際には、語学が重要なポイントとなります。そのためにも非実務研修において研修生に日本語を学習させ、研修を円滑に行うことができるようになることが大切ですが、研修指導員も、繰り返し、かつ、分かりやすく説明するなど綿密な指導を行い、研修生を萎縮させることのないようにしなければなりません。また、実務研修中の安全を図るために安全用語や専門用語については、特に指導を徹底することが必要です。

⑥ 適正な研修生の選抜

第二次受入れ機関においても、研修制度の理解、研修に対する意欲などについて適格性のある研修生を第一次受入れ機関及び送出し機関と協力の上、研修生を受け入れる前の段階で選抜することが重要です。

⑦ 研修生のリーダー

研修生の中からリーダーを選び、研修指導員及び生活指導員と研

修生との間の円滑なコミュニケーションを図る手助けをさせることができ広く行われているようですが、この場合はリーダーの人選に配慮し、能力・健康・人柄の面から問題ない人物を選ぶ等、円滑な研修の一助となるようにしてください。

なお、こうしたリーダーを選出した際も、研修指導員及び生活指導員の役割が重要であることに変わりはありません。

⑧ 不適切な方法による研修生の管理の禁止

第二次受入れ機関も、研修生の失踪等問題事例の発生の防止を口実として、研修生に対し宿舎からの外出を禁止したり、研修生の旅券や外国人登録証明書を預かったりしてはいけません。外出を禁止することは、人権侵害につながりかねず、また、旅券や外国人登録証明書は法令上携帯義務が課せられているので、法令違反に問われることにもなりかねません。

仮に、研修生から保管してほしい旨の要望があったとしても、預かるべきではありません。

また、実際に法令違反に問われなくとも、後で述べる「不正行為」認定の対象となります。

⑨ 研修手当の支払い

研修手当は、研修生の生活上必要な実費として支払われるものですから、入国及び在留諸申請の際に提出した研修生の処遇の概要についての書面に記載された支給者が、研修生に、直接かつ確実に支払わなければなりません。

研修手当を銀行などへの振込み払いとするような場合に、研修生の通帳を預かることは、研修手当を受入れ機関が管理していることにつながりかねないものであり、研修生から要望があったとしても、預かるべきではありません。

また、「管理費」等の名目で研修手当から差し引くことはあってはならないことであり、このような場合は、後述の「不正行為」に認定されることにもなりかねません。

⑩ 問題事例の報告、失踪事例の取扱い

第二次受入れ機関は定期的な監査報告は必要とされていませんが、研修生の失踪等の問題事例が発生した場合は、第一次受入れ機関と